

(1) 基本診療料の施設基準

【夜間・早朝等加算】

※平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数	窓口負担額 (参考)		
	1割負担	2割負担	3割負担
50点	50円	100円	150円

【短期滞在手術等基本料 1】

【明細書発行体制等加算】

当院では、患者様へ情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収書発行の際個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行いたします。

明細書は行われた検査や手術等の名称が記載されるものです。

その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計へお申し出ください。

なお、窓口負担額のない患者様にも明細書を無料で発行いたします。

明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出ください。

【バイオ後続品導入初期加算】

当院では、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでおります。

初めてバイオ後続品を使用する患者様へ、有効性・安全性についてくわしくご説明いたします。

【物価対応料】

医療材料費・光熱費・物品費などの物価高騰に対応し、医療の質と安全を維持するために国が設けた制度であり、当院は外来・入院ともに算定しております。

保険診療の自己負担に応じて物価対応料の一部をご負担いただくこととなりますが、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2) 特掲診療料の施設基準

【コンタクトレンズ検査料 1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診察料		特掲診療料
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料 1 200点
再診料	76点	
明細書発行体制等加算	1点	

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：岩切 直人

眼科診療経験：厚生省の施設基準に定める経験を有しています。

【医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術】

【緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）】

【緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法）】

【外来・在宅ベースアップ評価料（1）】

当院では、厚生労働省の方針に基づき医療従事者の処遇改善を目的として「外来・在宅ベースアップ評価料（1）」を算定しております。

患者様へ安全かつ良質な医療を継続して提供できる体制を維持するため、本評価料による収益は対象職員の賃金改善に活用いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）※を行う場合があります。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。